

国民健康保険で安心・健やかな生活を

病気やけがをしたとき、安心して医療を受けられるように国民健康保険（国保）制度があります。この制度は保険加入者がそれぞれの収入に応じて日ごろからお金を出し合い、また、国も同じ負担をするという「相互扶助」の中で運営されています。わたしたちの暮らしを守るたいせつな国保を正しく理解し、その健全運営にご協力ください。

〈保険医療グループ・市役所1階 ☎ 4233217〉

国保に加入する方

職場の健康保険や共済組合に加入している方とその家族、生活保護世帯の方及び後期高齢者医療制度の対象となる方以外は、すべて国保に加入することになります。

国保では、家族一人ひとりがみな

被保険者となり、加入手続きは世帯主が行います。

なお、国保加入者のうち、会社を退職して、年金をもらうことのできる65歳未満の方とその家族は、退職者医療制度が適用されます。

また、75歳（寝たきりなど一定の障がいのある方は65歳）になると、

後期高齢者医療制度によって医療を受けるため、国保から脱退することになります。

市役所への届け出

会社を退職したときや家族に異動があつた場合など、国保への加入や喪失事由が発生したときは、必ず14日以内に届け出をしてください。

届け出が遅れると、保険証がない期間の医療費を全額自己負担しなければならなくなったり、保険税（料）を二重に支払うことになったりする場合があります。

こんなときは14日以内に届け出を

- 国保に加入するとき
- ▽他市町村から転入してきたとき
- ▽職場の健康保険をやめたとき
- ▽生活保護を受けなくなったとき
- ▽子どもが生まれたとき など
- 国保をやめるとき
- ▽他市町村へ転出するとき

- ▽職場の健康保険に加入したとき
- ▽生活保護を受けることになったとき
- ▽加入者が死亡したとき など
- その他

- ▽退職者医療制度の対象となつたとき
- ▽保険証をなくしたり、汚れて使えなくなつたりしたとき
- ▽子どもが就学のため他市町村に転出するとき など

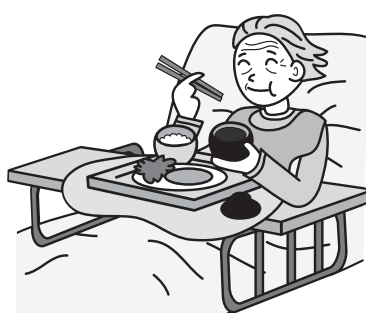
保険証

国保に加入すると、1人に1枚ずつ国民健康保険被保険者証が交付されます。これは、国保の被保険者であるという証明書となるものです。カード型の保険証は、持ち運びやすい反面、紛失しやすいので、管理にはじゅうぶん注意しましょう。

国保で受けられる給付

国保の加入者（被保険者）は、次の表に掲げる給付が受けられます。

国保で受けられる給付

療養給付費	<p>病気やけがをしたとき、病院の窓口で保険証を提示すると、医療費の3割(※)を自己負担するだけで、診療や薬、注射の処置などが受けられます。残りの費用は国保が負担します。</p> <p>※70歳以上の方のうち、同じ世帯に課税所得が145万円以上ある70歳以上の国保被保険者がいない方の自己負担は1割となります。なお、中学校までのお子さんは、本市独自の「子ども医療費助成制度」により、自己負担はありません。</p>																
一部負担金 減免及び 徴収猶予	<p>災害や事業の休・廃止、失業などによって、収入が著しく減少し、生活が困難になった場合は、医療機関で支払う一部負担金の減免及び徴収猶予を受けることができる場合があります。</p>																
限度額適用 認定証	<p>受診する際に、医療機関の窓口で限度額適用認定証を提示することで、医療機関ごとの医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。必要となった場合、国保の窓口で申請し、限度額適用認定証の交付を受けてください。市民税非課税世帯の適用を受けた場合は、入院時の食事療養標準負担額についても、同時に減額を受けることができます。</p>																
入院時 食事療養費	<p>入院中の食事代は、加入者がその一部を負担し、残りを国保が負担します。なお、市民税非課税世帯の方は、市役所への申請により下表のとおり減額されます。</p> <p>【入院時の食事代の標準負担額】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">一部負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一般（下記以外の方）</td> <td style="text-align: center;">1食 260円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">市民税非課税世帯（70歳以上の方は低所得者Ⅱ）</td> <td style="text-align: center;">90日以内の入院</td> <td style="text-align: center;">1食 210円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">90日を超える入院</td> <td style="text-align: center;">1食 160円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">所得が一定基準に満たない70歳以上の方（低所得者Ⅰ）</td> <td style="text-align: center;">1食 100円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		一部負担金	一般（下記以外の方）		1食 260円	市民税非課税世帯（70歳以上の方は低所得者Ⅱ）	90日以内の入院	1食 210円	90日を超える入院	1食 160円	所得が一定基準に満たない70歳以上の方（低所得者Ⅰ）		1食 100円	<p>※低所得者Ⅱ…世帯全員が市民税非課税の場合。</p> <p>※低所得者Ⅰ…世帯全員が市民税非課税で世帯員の各所得が必要経費や控除を差し引いたときに0円となる場合。</p>	
区 分		一部負担金															
一般（下記以外の方）		1食 260円															
市民税非課税世帯（70歳以上の方は低所得者Ⅱ）	90日以内の入院	1食 210円															
	90日を超える入院	1食 160円															
所得が一定基準に満たない70歳以上の方（低所得者Ⅰ）		1食 100円															
療養病床に 入院時の 食費・居住費	<p>療養病床に入院する65歳以上の方は、食費と居住費の一部を負担し、残りを国保が負担します。</p> <p>【食費・居住費の標準負担額】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">食費(1食)</th> <th style="text-align: center;">居住費(1日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（下記以外の方）</td> <td style="text-align: center;">460円</td> <td style="text-align: center;">320円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td style="text-align: center;">210円</td> <td style="text-align: center;">320円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td style="text-align: center;">130円</td> <td style="text-align: center;">320円</td> </tr> <tr> <td>老齢福祉年金受給者</td> <td style="text-align: center;">100円</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	食費(1食)	居住費(1日)	一般（下記以外の方）	460円	320円	低所得者Ⅱ	210円	320円	低所得者Ⅰ	130円	320円	老齢福祉年金受給者	100円	0円	
区 分	食費(1食)	居住費(1日)															
一般（下記以外の方）	460円	320円															
低所得者Ⅱ	210円	320円															
低所得者Ⅰ	130円	320円															
老齢福祉年金受給者	100円	0円															
葬 祭 費	<p>加入者が死亡したとき、葬儀を行った方に1万円を支給します。</p>																
出 産 育 児 一 時 金	<p>加入者が出産したときに、42万円を支給します（4か月以上の死産・流産を含む）。</p>																
療 養 費 及 び 移 送 費	<p>次のような場合で医療費の全額を支払ったときは、保険を適用した金額の7割(※)の払い戻しを受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷緊急やむを得ない理由で、保険証を持たずに受診したとき。 ▷医師が必要と認めたコルセットなどの治療装具を購入したとき。 ▷重病人の入院や転院などの移送のため費用がかかった場合、申請して国保が必要と認めたとき。 ▷海外の病院で診療を受けたとき。 <p>※70歳以上の方は9割の払い戻しを受けることができます。なお、中学校までのお子さんは本市独自の「子ども医療費助成制度」により、全額払い戻しされます。</p>																
訪 問 看 護 療 養 費	<p>医師が必要と認めた場合、費用の一部を利用料として支払うだけで訪問看護ステーションなどを利用でき、残りの費用は国保が負担します。</p>																

高額療養費

医療費の自己負担が高額になったとき、一定額を超えると、その超えた分が国保から支給されます。

①自己負担限度額

加入者が同じ月内に、同じ病院に支払った医療費が下の各表に掲げる限度額を超えた場合、その超えた分が申請により支給されます。

ただし、同じ病院でも69歳以下の方は入院と通院は合算できません。また、食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除かれます。

②世帯合算（69歳以下の方）

同じ世帯で、同じ月内に21,000円以上医療費を支払った方が複数いた場合、合算した額が左下の表の限度額を超えたときは、その超えた分が申請により支給されます。

※70歳以上の方は、右下の表をご覧ください。

③多数該当世帯

同じ世帯で、その月を含めた12か月以内に4回以上の高額療養費の支給を受けるときは、4回目からは左下の各表の「多数該当の場合」に示す限度額を超えた分が申請により支給されます。

■高額療養費の1か月の自己負担限度額表

●69歳以下の方

区分	3回目まで	多数該当の場合 (4回目以降)
上位所得者	150,000円 (医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。)	83,400円
一般	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。)	44,400円
市民税非課税世帯	35,400円	24,600円
特定疾病	10,000円 (上位所得者は20,000円)	

- ※上位所得者…世帯全員の所得合計額が600万円を超える世帯に属する方
- ※一般…市民税を課税されている世帯でその所得が上位所得者に満たない方
- ※市民税非課税世帯…世帯全員が市民税非課税の方
- ※特定疾病…特定疾病療養受療証の交付を受けて支払った、人工透析、血友病等の長期疾病にかかる医療費

●70歳以上の方

区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一定以上所得者	44,400円	80,100円 + 下記の加算額 多数該当の場合 44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

- ※一定以上所得者…課税所得が145万円以上の方
- ※低所得者Ⅱ…世帯全員が非課税の方
- ※低所得者Ⅰ…世帯全員が非課税で、年収が80万円以下の方
- ※加算額…(医療費総額 - 267,000円) × 1%

退職者医療制度

国保に加入している65歳未満の方で、次の要件に該当する方は、退職者医療制度の対象となります。

①本人：厚生年金などの被用者年金に加入した期間が合算して20年以上（または40歳以降10年以上）あり、高齢厚生年金や退職共済年金を受けている方。

②被扶養者：①に該当する方の配偶者か、同じ世帯の三親等内の親族のうち、主として①に該当する方によって生計が維持されている方で、年間収入が130万円（60歳以上は180万円）未満の方。

※①に該当する方は、年金証書、国民健康保険証、印鑑を持参のうえ、保険医療グループで手続きを行い、「国民健康保険退職被保険者証」の交付を受けてください。

高齢受給者証

国保に加入されている方が70歳になると、医療費の自己負担額が軽減される「高齢受給者証」を交付しています。

病院を受診するときには、忘れずに保険証といっしょに窓口で提示してください。

地域の中で 相談や支援を行う ボランティア

民生委員・児童委員



■民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、国から委嘱された、皆さんのいちばん身近な相談員です。

本市には25人の委員がいて、さまざまな悩みを持つ方の相談に応じ、行政機関とのパイプ役として無給で活動しています。

■こんなときはご相談を

▷介護や在宅福祉サービスの利用に関すること

▷生活福祉資金などの借り入れや返済に関すること

▷生活保護の申請や受給などに関すること

▷心身上の疾病、障がい、予防、治療、医療費、精神衛生などの問題に関すること

▷育児や子どものしつけ、保育などに関すること

▷虐待やいじめ、非行などの問題行動に関すること

委員は、こうした問題を解決する糸口を見つける手助けなどを行っています。もちろん、相談時に知り得た個人の秘密は厳守しますので、困ったことがあったら一人で悩まず、気軽にご相談ください。

■主任児童委員とは

児童問題に積極的に対処する専門員です。地域を担当する民生委員・児童委員と一体となり、子どもの問題や子育て支援活動に取り組んでいます。

●●●社会調査にご協力を●●●

民生委員・児童委員協議会では、地域内における各家庭の家族構成等の現況を把握するため、毎年5月に社会調査を実施しています。

地区担当の民生委員・児童委員が訪問しましたら、ご協力をお願いします。

〈社会福祉協議会 ☎42-2328〉

■皆さんの地域を担当する民生委員・児童委員

氏名	電話番号	担当地区
高橋 カズ子	42-3327	上歌旭町、上歌新栄町、上歌曙町
小島 おさむ修	42-4917	東光二区、東光三区、本町中央
山崎 ただし正	42-2965	本町社宅、本町川向
田中 うた歌子	42-3310	本町第一
今野 みつ光あ雄	42-2282	本町第一（沢町）
岡 潤 えい栄子	42-2365	本町第二（1班～5班）
黒田 まさ征子	42-2806	本町第二（6班～8班）、金井沢、歌神川向
鈴木 き木孝	42-4183	歌神一区
ほそ細 や谷 亘	42-2293	歌神二区、歌神三区、筍沢
山本 もとあつ功子	42-5258	歌神市街、歌神一区の一部、梅の沢
佐々木 なおひろ尚弘	42-3591	神威市街、錦ヶ岡、宮の下
田中 なかしん慎二	42-6802	神威桜沢、桜ヶ岡
山川 かわよし義信	42-4664	神威神楽岡
小島 じまてる照美	42-4646	神威美山町
ど土 いごう幸治	42-3851	中村中央団地、宮下町
た田 おらえい榮司	42-2451	中村中央団地、宮下町
せき関 たけあ武雄	42-5014	中村市街
い井 おらけい敬子	42-5087	文珠第一
よし吉 はらよしあき鮮	42-5339	文珠第二（高台）
さが 良あきよし昭吉	42-3572	文珠第二、文珠本通り、単身者住宅、企業向け住宅
い伊 とうわい禮子	42-3856	文珠新泉町
ひ日 かげあけみ美	42-2757	文珠第三（1班～5班）、文珠しらかば団地
あ尾 なかしん慎一	42-4139	文珠第三（6班～15班）
はや早 かわたつあ夫	42-3306	市内全域 ※主任児童委員
よし吉 おかまさえ恵	42-2567	市内全域 ※主任児童委員